

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

- ① 企業間の連携として、当社は自社の強みである圧倒的な販売力と商品企画力を活かし、他企業とのオープンイノベーションを推進しています。とりわけ、最新かつ革新的な技術やアイデアを持つスタートアップ企業・中小企業と連携し、共同で商品開発やマーケティング施策を展開することで、相互の成長と市場拡大を図っています。

また当社は、全国規模の販路を活かして開発商品の流通・拡販を支援するとともに、小売店様への販促ツール提供、販売トレーニング、売場提案などの販売支援も行っています。これにより、共創した商品が消費者に届くまでを一貫して支援し、サプライチェーン全体の価値最大化を実現します。

さらに、消費者ニーズを反映した商品企画力を強みとしており、市場動向や販売データを活用した商品戦略の立案により、共創パートナーとともに競争力ある製品の創出に取り組んでいます。

② M&A 等の事業承継支援

当社は、後継者不在等により将来の事業継続に課題を抱える中小企業・小規模事業者を対象に、M&A を通じた事業承継に積極的に取り組んでいます。経営者の想いや企業文化を尊重したうえで、対象企業の従業員の雇用維持や地域との関係性の継続にも配慮しながら、円滑な承継を実現しています。

また、当社が持つ経営資源（販売網、商品開発ノウハウ、人材育成体制など）を承継先企業に共有することで、承継後の事業成長や競争力強化を支援しています。これにより、グループ全体でのシナジー創出を図りながら、サプライチェーン全体の活性化と持続可能な連携体制の構築を目指しています。

③ 外国人スタッフの専門人材マッチング支援

当社は、多様な人材の活用を通じて企業の競争力向上を目指し、外国人専門人材のマッチング支援を実施しています。技能実習制度や特定技能制度の枠を超え、技術・人文知識・国際

業務などの高度人材を対象に、サプライチェーン内の企業の人材ニーズに応じたマッチングを支援しています。

また、外国人スタッフの本国からの採用活動も積極的に支援しており、現地の大学・専門機関・人材紹介会社と連携したリクルート活動を通じて、即戦力となる人材の発掘を行っています。さらに、採用後の受け入れ体制の整備（語学研修、生活サポート、定着支援）も包括的に支援し、企業間での円滑な人材活用と多様な人材による新たな価値創出を促進しています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③ 手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025年5月15日

株式会社ヒロソフィー

代表取締役 古岡正成

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。